

大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る)又は14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設

【別紙】

ばい煙発生施設の種類

特定工場の名称 株式会社○大分工場

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	焼結炉	14	原料処理能力 1t/h	○○の製造
	2				
	3				
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	伝熱面積 100m ²	○○の製造
	2				
	3				
	4	上記に掲げる以外のばい煙発生施設(13の項に掲げる施設を除く)			
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				

- 注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。
注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

【別紙】

汚水等排出施設の種類

特定工場の名称 株式会社○大分工場

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質 使用特定 施設	1	塩水精製施設	25-イ	○○の製造
	2	「特定工場における公害防止組織 の整備に関する法律施行令別表第 1」に掲げる汚水等排出施設		
	3			
	4			
	5			
有害物質 使用特定 施設以外 の施設	1	原料処理施設	2-イ	○○の製造
	2	「特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律施行 令第3条」に掲げる汚水等排 出施設のうち、上記に掲げる 施設以外の汚水等処理施設		
	3			
	4			
	5			
	6			

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

【別紙】

騒音~~(振動)~~発生施設の種類

特定工場の名称 株式会社○大分工場

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
1	機械プレス	100t	1	○○の製造
2	鍛造機	1t	1	○○の製造
3				
計	/	/	2	/

注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。

注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

① 液圧プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）

② 機械プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）

③ 鍛造機については、落下部分の重量（トン）

注3 同一の種類の施設であつて、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。